明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○平成二十四年総務省告示第四百七十三号の一部を訂正する件（総務四〇八）　一
○政治資金規正法による政治団体の届出があったので公表する件（同四〇九）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一〇）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四一一）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四一二）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一三）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので公表する件（同四一四）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三四四～三五一）　二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三五二～三五四）　一八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三五五～三五七）　一八

〔公告〕
諸事項　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二〇

告示

○総務省告示第四百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、冨田裕樹後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十四年総務省告示第四百七十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月六日　総務大臣　新藤　義孝

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体の部のうち

「全日本菊榮會	小山　孝治	小山　都永	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉七日原一―一〇三	二四、八、二七」

の次に

「冨田裕樹後援会	冨田　裕樹	堀尾　尚寛	大阪府箕面市外院二―九―二八	二四、九、一九」

を加える。

(ロ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の部のうち

「冨田裕樹後援会	冨田　裕樹	堀尾　尚寛	大阪府箕面市外院二―九―二八	二四、九、一九」

を削る。

○総務省告示第四百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月六日　総務大臣　新藤　義孝

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党参議院比例区第3総支部	平木　大作	田中　大作	千葉県市川市市川南一―七―三	参議院議員	○	二五、八、一二
公明党参議院比例区第13総支部	新妻　秀規	谷口　広幸	愛知県名古屋市西区城西一―九―五	参議院議員	○	二五、八、七
自由民主党茨城県参議院比例区第一支部	吉野　正芳	野地　誠	福島県いわき市平尼子町二―二六	衆議院議員	○	二五、七、五
自由民主党茨城県参議院比例区第一支部	新谷　正義	湯谷　和人	茨城県鹿嶋市宮中三二八―二	衆議院議員	○	二五、二、二六
自由民主党宮崎県参議院比例区第一支部	上杉　光弘	上杉　明寛	宮崎県宮崎市松橋一―八―二四	衆議院議員	○	二五、七、一二